

三鷹市
グリーン購入ガイドライン



生活環境部環境政策課

令和6年2月

―目次―

1	三鷹市グリーン購入ガイドラインの概要.....	1
2	グリーン購入の取り組み方.....	1
3	①紙類.....	1
4	②文具類	2
5	③画像機器	3
6	グリーン購入法問い合わせ先	3

三鷹市グリーン購入ガイドラインの概要

■グリーン購入の取り組みかた

(1) 購入時は、グリーン購入法の適合製品であるかを確認してください。

〈参考となる「環境ラベル」及び「グリーン購入法の適合製品と記載のあるもの」〉



(例) エコマーク

グリーン購入法
適合製品

(エコマーク認定製品は、原則としてグリーン購入法の基準に適合しています。

※例外の品目もありますので、具体的な品目はエコマークとグリーン購入法特定調達品目（2023年度）をご参照ください。）

[エコマークとグリーン購入法特定調達品目 2023](#)

(2) グリーン購入ガイドライン グリーン購入法適合商品以外のチェックポイント


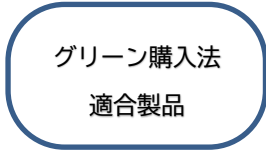
場合によっては、グリーン購入法適合の製品がないこともあります。その際は、以下のマークがある製品や、当てはまるチェックポイントが多い製品を選んでいただくと、環境に配慮した製品の購入につながります。

〈参考となる環境ラベル（一例）〉

 グリーンマーク	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用	 間伐材マーク	 バイオマス No.000000	 非木材グリーン協会
グリーンマーク	再生紙使用マーク	間伐材マーク	バイオマスマーク	非木材グリーンマーク

※本ガイドラインは、グリーン購入法の特定調達品目の中で、三鷹市が主に使用する品目を抜粋したものです。


① 紙類

対象品目	購入判断基準（概略）	参考となるラベル等
コピー用紙	・ 総合評価値 80 以上	 
フォーム用紙	・ 古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%以下 ・ 塗工量が両面で 12g/m ² 以下（塗工されている場合）	
インクジェットカラープリンター用塗工紙	・ 古紙パルプ配合率 70%以上 ・ 塗工量が両面で 20g/m ² 以下、片面 12g/m ² 以下	
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	・ 総合評価値 80 以上	
トイレトペーパー ティッシュペーパー	・ 古紙パルプ配合率 100%	

☆配慮事項（印刷用紙・情報用紙）☆

- 総合評価値がより高いものであること
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷軽減に配慮されていること


② 文具類

対象品目	購入判断基準（概略）	参考となるラベル等
シャープペンシル	<p>【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチック配合率 40%以上（ポストコンシューマ材料は20%以上）またはバイオマスプラスチックを使用 <p>【金属を除く主要材料が木の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐により発生する材木、端材等の再生資源等の使用 <p>【金属を除く主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 50%以上 	
シャープペンシル替芯		
ボールペン（芯が交換できること）		
事務用修正具（液状）		
回転ゴム印		
定規		
ファイル（プラ、木製）		
マーキングペン		
消しゴム		
のり（液、固形、テープ）		
はさみ		
カッターナイフ		
インデックス		
バインダー（紙製）		
ファイル（紙製）		
付箋紙	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチック配合率 70%以上またはバイオマスプラスチックの使用 	
朱肉		
ステープラー（汎用型）		
事務用修正具（テープ）		
スタンプ台	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 70%以上 《塗工されているもの》塗工量が両面で 30g/m²以下 《塗工されていないもの》白色度 70%程度以下 	
ノート		
クラフトテープ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 40%以上 	
両面粘着紙テープ		
布粘着テープ	<ul style="list-style-type: none"> ・テープ（ラミネート層を除く）は、再生プラスチック配合率 40%以上またはバイオマスプラスチック使用 	

☆配慮事項（文具類）☆

- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷軽減に配慮されていること
- 塗料は、可能な限り少ないものであること

③ 画像機器等

対象品目	購入判断基準（概略）	参考となるラベル等
トナーカートリッジ インクカートリッジ	・エコマーク認定基準を満たすこと、または同等のものであること	 グリーン購入法 適合製品

☆配慮事項（トナーカートリッジ・インクカートリッジ）☆

- 使用済みカートリッジの回収システムがあること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷軽減に配慮されていること

④ その他の特定調達品目

その他の特定調達品目に関しては、下記の環境省ホームページを参照してください。

[環境物品等の調達の推進に関する基本方針](#)